



Infomation

まちなか活性化のため

新しい補助制度を開始します

都市計画課 ☎(61) 1131

○空き店舗活用にぎわい創出事業
中心市街地で、空き店舗を活用して新たに店舗を開業する方に補助金を交付します。

▼対象区域 中心市街地活性化区域内(佐野地区・田沼地区・葛生地区)

▼対象者 商業団体、新規開業者など

○にぎわい創出活動事業
中心市街地で、にぎわい創出のためのイベントなどを開催する団体に補助金を交付します。

▼対象区域 中心市街地活性化区域内(佐野地区・田沼地区・葛生地区)

▼対象者 商業団体、まちづくり会社など

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。都市計画課へお問い合わせください。



■にぎわい創出活動事業

補助対象	イベント経費のうち、会場使用料、会場設備費、出演料、広告費など
補助率	対象経費の初年度3分の2以内、次年度以降5年度まで2分の1以内
補助期間	1事業につき5年度
限度額	初年度100万円、次年度以降30万円

■空き店舗活用にぎわい創出事業

補助対象	家賃(礼金、敷金などは除く)	店舗改装費	開店広告費	運営費(公共的スペース)
補助率	月額額の3分の2以内	改装費の2分の1以内	対象経費の2分の1以内	対象経費の3分の2以内
補助期間	開店から12カ月	新規開店当初分	新規開店当初分	限定なし
限度額	120万円	200万円	50万円	50万円/年度

Infomation

国民年金保険料の現金納付は
お得な「前納制度」をご利用ください

栃木社会保険事務所 ☎0282(22)6074

平成19年度の国民年金保険料は、平成18年度より240円引き上げられて月額1万4100円になりました。

国民年金保険料の納め方には、保険料を一括して納めると保険料が割引される「前納制度」が設けられています。超低金利のこの時代、前納制度は大変魅力的です。ぜひご利用ください。

平成19年度の1年前納(現金納付)・6カ月前納(現金納付)(4月～9月分)は、5月1日(火)が納付期限となりますので、ご注意ください。

◎保険料の納付は便利でお得な「前納制度」をご利用ください

1年前納(現金納付)	月々納めると 169,200円 (14,100円×12カ月)	→	1年前納だと 166,200円 (納期限:5月1日)	→	割引額 3,000円 のお得
半年前納(現金納付)	月々納めると 84,600円 (14,100円×6カ月)	→	半年前納だと 83,910円 (納期限:5月1日)	→	割引額 690円 のお得

Infomation

固定資産税の納税通知書を発送します

資産税課 ☎(20) 3009

平成19年度固定資産税の納税通知書を4月13日に郵送します。内容を確認のうえ、納期内に納付をお願いします。

なお、4月23日までにお手元に納税通知書が届かない場合は、資産税課までお問い合わせください。納期を過ぎますと全納報奨金が適用されませんのでご注意ください。

い。個人情報を保護するため、電話による課税内容のお問い合わせについては、回答できない場合がありますので、窓口に来庁する場合は、必ず本人の身分証明書(顔写真付)および納税通知書をご持参ください。

皆さんの生活に関することについてのお知らせです。

健康福祉

高齢者外出支援事業のお知らせ

いきいき高齢課
☎(20)3021

市内の医療機関へ通院する際に、リフト付福祉車両で移送します。

▼対象者

- ①60歳以上で下肢が不自由のため、車いすを利用している方
- ②65歳以上で一般の交通機関を利用することが困難な方(フアマネージャーなどの意見書が必要)

高齢者軽度生活援助事業のお知らせ

いきいき高齢課
☎(20)3021

高齢者軽度生活援助券を交付し、軽易な日常生活上の支援を低料金で行います。

▼対象 65歳以上の者のみで構成される世帯などで、世帯全員が要支援1以上の介護認定を受けている世帯

▼支援内容 除草、植木剪定、住宅の軽微な修繕、清掃、買物、家事などの簡単な作業

▼料金 作業員1人1時間あたり

障害者自立支援法円滑施行のための特別対策について

障害福祉課
☎(20)3025

平成18年4月から施行された障害者自立支援法の定着を図るため、利用者負担の更なる軽減措置が、平成20年度までの予定で次のとおり実施されます。

○通所・在宅利用者などのいる市民税非課税世帯、または世帯員全員の市民税の合計所得割額が10万円未満の世帯で、資産が一定以下である場合などを対象として、利用者負担の月額上限額の設定が当初の4分の1に引き下げられます。

○入所施設やグループホームなどの利用者に対して、工賃引き上げに対する意欲を高めるために、工賃控除の徹底(年間28万8千円まで全額控除)が図られます。その他の障害福祉サービスにおける改善策として、事業者に対する激変緩和措置や新法への移行などのための緊急的な経過措置なども行われます。

詳しくは、障害福祉課にお問い合わせください。

子宝祝金・さのっこ子育て支援金のお知らせ

子育て支援課
☎(20)3023

市では子育て支援事業として、第3子以降の子の出産を祝う子宝祝金・さのっこ子育て支援金を支給しています。

なお、さのっこ子育て支援金は、佐野市民として佐野市にゆかりのある方々からの寄附金を財源としています。

▼支給要件 住所要件、養育要件などがありますので、詳細は子育て支援課へお問い合わせください

▼申請期間 出産後3月経過した日から 子宝祝金1年以内・さのっこ子育て支援金3月以内

▼支給額 第3子以降の子1人につき 子宝祝金10万円・さのっこ子育て支援金20万円

▼申請に必要なもの 申請者名義の通帳または通帳の写し(郵便局以外)、印鑑

▼申請場所 子育て支援課、田沼・葛生総合窓口課

とちぎ難病相談支援センター 医療相談のお知らせ

とちぎ難病相談支援センター
☎028162316113

決められた対象疾患の症状・治療内容・リハビリテーションにつ

いて、医師による相談を行います。

▼日時 ①4月18日(水) 午後1時～4時(骨・関節系疾患) ②4月20日(金) 午後1時～4時(呼吸器系疾患)

▼会場 とちぎリハビリテーションセンター内相談室(宇都宮市)

▼対象疾患 ①後縦靭帯骨化症、黄色靭帯骨化症、前縦靭帯骨化症、広範脊柱管狭窄症、特発性大腿骨頭壊死症、特発性ステロイド性骨壊死症 ②特発性間質性肺炎、サルコイドーシス、若年性肺気腫、びまん性汎細気管支炎、肺リンパ脈管筋腫症(LAM)、原発性肺高血圧症、肺胞低換気症候群、肥満低換気症候群、ヒスチオサイトーシス、特発性慢性肺血柱塞栓症

▼担当医師 ①稲見聡さん(獨協医科大学病院整形外科医師) ②福島康次さん(獨協医科大学病院呼吸器内科医師)

▼申込方法 とちぎ難病相談支援センターへ電話でお申し込みください(月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時)

お詫びと訂正

文化会館 ☎(24)72113
3月15日号の文化会館の催し物案内に掲載した「4月22日(日)バレエ・フラメンコ発表会」の会場が小ホールとありますが、大ホールの誤りです。
お詫びして訂正します。